

Title	一人會社について (一)
Sub Title	
Author	津田, 利治(Tsuda, Toshiharu)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1947
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.20, No.3 (1947. 12) ,p.1- 18
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19471201-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

一人會社について (一)

津 田 利 治

一 一人會社 (one man company, Einmangesellschaft) と云ふのは一人の社員 (又は株主) を以て組織されてゐる會社のことである。

現行法上個人企業の有限責任制は一般的には認められてゐない。然し此の場合會社制度を利用するならば、個人企業を實質的に有限責任化することが出来る。合名會社、合資會社及び株式合資會社は何れも無限責任社員を含んでゐるので、此の目的には不適當であるが、株式會社と有限會社とは個人企業の有限責任化に役立ち得る。一人會社は實は此の目的のために案出されたものに外ならない (一)。

二 個人企業の場合に於ても、その營業規模が膨脹して取引範圍が廣汎となり、使用人の數も増え、使用人に委任する權限の範圍も擴大するときは、營業主としては最早自らその營業の全般に互つて一々巨細の指揮監督を爲すことは不可能であつて、従つて使用人の不正怠慢又は不熟練等に因る損害發生の危險も増大する。海商法の領域に於ては既に早くから、船長の行爲につき船主の責任を制限する制度が存在してゐるが (商六九〇條)、之と同一の理由によつ

て、その他の一般の企業につき營業主の責任を、その營業財産を限度とする有限責任としたいと云ふ、企業者側の要求は必ずしも理由なきものとは言へない。若し斯様な制度が認められれば、營業主は營業外の私用財産まで企業の危険に曝されることなく、又一人で數種の營業を営む場合にも、一の營業上の危険が他の營業財産に及ぶことなく、互に獨立して之を經營し得ることになる。この目的のために應用されるのが一人會社である(2)。

一人會社に於けるその唯一人の株主又は社員は個人(自然人)に限らない。或る會社が他の會社の總株式又は持分を所有することによつて、コンツェルンに於ける親子會社の完全なる支配關係の生ずることは廣く知られてゐる。會社がその營業の一部門又は或る支店の營業を獨立經營せしめ、或は特定の特許實施を爲すために、別に一人會社を設立する例は頗る多い。斯様なことは獨占禁止法の施行によつて著しく制限を受けることになつたけれども(同法九條以下)、尙ほその枠内に於ては一人會社を子會社として利用し得る(3)。

三 株式會社も有限會社も、その本體は社團であつて(商五二條、有一條)、個人企業をそのまゝ之等の會社組織に變へることは出来ない。殊に株式會社の場合には最低七人の發起人(商一六五條)、有限會社の場合にも最低二人の社員がなければ、會社を設立することは不可能である。然し或る一人の者が、名目的に自己の妻子などを發起人又は社員に加へて右の最低員數を充たし(所謂藁人形 straw man)、之等の者には夫れぞれ一株宛又は一口宛といふ様な最低限の株式又は出資口を引受けしめ、殘餘の總株式又は出資口を自ら引受けて會社を設立し、會社成立後は自ら代表取締役となり、株式會社の場合には他の株主(妻子)から委任狀附で株券を全部自分に引取つてしまふと云ふ風にすれば、會社の實權は一切その者の手に握られ、他から干渉を容れる餘地がない。斯る會社の營む企業は會社組織の外被(Mante)を着てはゐるけれども、實質はその一人株主又は社員の個人企業なのである。而もその會社の外被あ

るために、營業上の債權者は會社債權者であつて、株主（社員）個人の債權者ではない。結局企業の危険は會社財産以外には及ばないことになり、個人企業の有限責任化を實現し得るのである。英法上 one man company と云ふのは主として斯様な薬人形を用ひた會社を指してゐる。

然るに獨法上に於ては、一般に會社設立には復數人の存在を要件としてゐるが、會社存続の要件としては社員數の最低限を規定せず、即ち社員數が一定限を降つた場合に會社が解散すると云ふ様な規定を設けてゐない。それでも合名會社や合資會社は組合であると見られてゐる關係上、契約關係の存在が必要とされ、殘存當事者一人となつてしまつては最早組合契約は認められないと云ふので、社員が一人となれば會社は當然解散するものと見られてゐる（4）。之に反し株式會社、株式合資會社及び有限會社の場合には、株主又は社員が一人となつても當然にはその會社は解散しないものと解せられてゐる。そこで此の後の三種の會社に於ては、正面から一人會社が存立し得るものとなり、前記の如き薬人形を描へて置く必要もない。會社設立には例へば株式會社には五人以上の發起人が必要であるけれども（AG. § 32）、會社成立後一人の株主か他の株主の總株式を讓受けて一人會社となることが出来るのである。獨逸で Einmannsgesellschaft と云ふのは此の種の一人會社を指すのである。

廣い意味で一人會社といふ場合には、右の如く薬人形を用ひたものと、之を用ひないものと二通りある譯であるが、以下に於ては主として後者、即ち薬人形を用ひない方の一人會社につき、それが我現行法上存立を許されるか否か、若し許されるとすればその本質如何、並に個々の點（例へば株主總會など）について一般の會社と異つた取扱をしなければならぬのは如何なる點であるか、と云ふ様なことを取扱つて見たいと思ふ。薬人形を用ひる場合は、若し薬人形なしの一人會社が禁止されるとすれば、その脱法性が問題となるが、今は之れには觸れないで置く。

尙ほ一人會社が個人企業の有限責任化に利用される場合には、計畫的に永續的な一人會社が出現するのであるが、その外に、偶然の事由によつて出現する一人會社も考へ得る。例へば死亡其の他の事由に因つて社員が退社したため、殘存社員が一人となつた會社、或は株主の死亡により他の株主がその株式を相続した結果、又は滯納株主の株式を消却した結果(商二一六條)、殘存株主が一人となつた株式會社の如き之である。斯様な偶然の一人會社は前記の如き一人會社とは種々の點で區別して觀察しなければならぬ。以下に於ては此の點も併せて考察して見たいと思ふ。

註　一人會社に關する文献——岡野會社法五九頁引用、Feine, Die GmbH. in Ehrenberg, Handbuch d. HR. III Bd.

- III Abt. S. 425 ff. Wieland, HR. I Ed. S. 507 ff. H Bd. S. 335 ff. Düringer-Hachenburg, HGB. III Bd. S. 179 ff. Friedländer, Konzernrecht, 1947. S. 121 ff. Ders. Die Einmanggesellschaft. ZBH. 1926. S. 22 ff.; S. 134 ff. Katzaroff, Zum Problem der Einmanggesellschaft, ZHR. 1934. S. 98 ff. Wacke, Die Einmanggesellschaft im Steuerrecht, ZHR. 1938. S. 9 ff. Erler, Der Gewinnanspruch als Aktivum bei Schachtelgesellschaften, ZBH. 1926. S. 193 ff. Becher, Der Handel mit Aktiver-Manteln u. GmbH-Manteln, ZBH. 1927. S. 163 ff. Pinner, Sind im Besitz einer Tochtergesellschaft befindliche Vorratsaktien einer anderen Gesellschaft in Betreff des Stimmrechts als eigene Aktien dieser Muttergesellschaft anzusehen? ZBH. 1947. S. 198 ff. Flechtheim, Die Einmanggesellschaft u. § 107 d. VVG, ZFH. 1938. S. 388. Roth, Einmanggesellschaften, ZBH. 1930. S. 165 ff. Fischer, Fort mit der Einmann-GmbH? Z. d. Akad. f. D.R. 1938. S. 548 ff. Klausung, Das kommende AR. DJZ. 1935. S. 1135 ff. Teichmann-Kochler, AG. § 104 f. Ritter, AG. § 203. Anm. 7. Schlegelberger-Quasowski, AG. 2. Aufl. § 2. Anm. 14, 15. Staub, HGB. 14. Aufl. § 179. Anm. 20 a. Lehmann-Ring, HGB. § 293. Anm. 6. Koenige, HGB. § 250. Anm. 5, § 292. Anm. 4 f. Staub-Hachenburg, GmbH. § 60. Anm. 25. Brodmann, AR. § 292. Anm. 6 f. Godfr-Wilhelm, AG. § 1. Anm. 3, 4, 5. J. v. Gierke, HR. 4. Aufl. S. 388 ff. Lehmann, Lehrbuch d. HR. 3. Aufl. S. 374. Anm. 2. Cosack, Lehrbuch d. HR. 12. Aufl. S. 65. Müller-Erzbach, Deut. HR. 2. Aufl. S. 303. Heinsheimer, HR. 2. Aufl. S. 88, 107, 117. Hallstein, Die AR. d. Gegenwart. 1931.

c 一人會社利用の稍と脱法的な方面としては、例へば銀行業、信託業等本来個人企業としては許されない事業も株式會社を設立してその株式を一手に占めることにより實質的には個人の經營が可能となる。又許可營業の權利を讓渡することは普通では仲々面倒であるが、一人會社がその營業許可を得て置けば、あとはその總株式を讓渡することにより實質的には營業讓渡が簡単に出来る。不動産所有者が一人會社を設立して、その不動産を會社名義にして置けば、相續開始した場合でも、或は不動産を他に讓渡する場合でも、株式について名義書換を爲しさへすればよいので、不動産の法律上の所有者(會社)には變動はないから、不動産登記は必要でない。依つて登録税不動産取得税等を課せられることはなう。

e Friedländer, Konzern R. S. 122. Dets. ZBH. 1926. S. 22. Wieland, HR. II Bd. S. 385. 大隅、會社法論 九八頁。

f K. Lehmann, a. a. O. S. 273. Staub, a. a. O. § 138. Anm. 2. Schlegelberger, HGB. 1939. § 138. Anm. 2.

二

四 我現行法上、會社は總て社團であつて(商五二條、有一條)、株式會社以外の會社は皆、「社員ガ一人ト爲リタルコト」を法定の解散事由としてゐる(商九四條、一四七條、四六九條、有九六條)。従つて之等の會社は皆一人會社として存立し得るものはない。勿論解散しても直ちに權利能力が失はれる譯ではなく、清算の目的の範圍内に於ては仍存續するものと看做されてゐるし(商一一六條)、新に社員を加入せしめて會社を繼續することも出来るから(商九五條二項、有七〇條二項)、その間は一人會社として法律上存在を認められてゐるのであるが、斯かる解散後存續する一人會社は今は問題外とする。

之に反し株式會社の場合には、商法はその設立のためには七人以上の發起人(株主)を必要とし(商一六五條、一

六九條)、且つ改正前は「株主が七人未満ニ減シタルコト」を解散事由に掲げてゐたのに(改正前商二二一條)、現行法は之を法定の解散事由から削除してしまつた(商四〇四條)。そこで最初七人以上あつた株主が漸減して七人未満になつても、現行法上では株式會社は解散しないことは明かである。然し株主員數が更に減少して、一人又は無となつた場合にも尙ほ解散せずに存立し得るものであらうか(一)。此の點について商法は直接規定を設けなかつたので、後述の如く多少の疑問を残してゐるが、若し之を肯定し得るならば、我國に於ては現行法上株式會社に限り一人會社の存立を許されると云ふことになる(二)。

改正前商法に於て、株主が七人未満に減じたることを株式會社の解散事由としてゐたことに付いては、從來から學者間に異論のあつた所であつて(三)、昭和六年法制審議會答申の商法改正要綱第七十も此の規定を削除すべきものとしてゐる。そして現行商法四〇四條がこの改正要綱の主旨に従つて、右規定を削除したものであることは疑を容れない。然らば何故之を削除する必要があつたか。その理由を、改正要綱起草者の一人である松本博士は左の如く説明される(四)。

「株主が七人未満に減じたることを削除せんとするは、七人以上の株主あることを會社成立の要件とするに止めて、之を會社存続の要件たらざるものとし、と謂ふ意味である。蓋し七人以上の株主を會社存続要件とするときは、無名記株の發行ありたる場合の如きは株主の員數を確知し得ないから、何人も知らざる間に會社が解散して居る奇觀を呈すべきである。外國法に於ても或員數の株主——例へば獨に於ては五人、佛に於ては七人、英に於ても原則として七人——を以て會社成立の要件とするを常としてゐるが、其員數を缺くに至りたることを解散の原因として居るものは其例あることを知らない。若し會社の存続に關しても七人の株主に重を置く必要ありとすれば、佛

法（千八百六十七年法三八條）の如く株主が七人未滿と爲りてより一定期間を經過したる後、利害關係人の申請に因つて裁判所が解散を命じ得ることにするを以て足るのである。然るに會社の存續上株主の員數に重を置かざるべからざる理由はなく、寧ろ多數外國法上は一人會社（one man company）の存在が認められてゐるのであつて、獨株式會社法案（一七八條）の如きは新に明文を以て一人會社を認めることにして居る。我邦に於ても事實上或一人會社又は一個人が會社株式の全部を所有する一人會社は相當多數存在して居る。此場合に於ては名義上他の數人の株主を設け、其株券に白紙委任狀を附して自己の手に納めて置くのである。既に此の如き一人會社の事實上の存在あり、且之を認むる實用ありとすれば七人の株主を會社存續の要件とすることを廢するを可とし而も之に代はるべき規定を設くる必要はないのである。』

此の松本博士の説明は、帝國議會に於ける商法中改正法律案の審議の際にも政府委員から同趣旨の説明があつたし、現行商法四〇四條の解釋としても殆ど總ての學者によつて無條件に受け容れられてゐる所である（5）。それはむしろ一般に現行商法の下にあつては、株式會社は株主一人となつても解散せずに存立し得ることを自明の理としてゐるもの如くである（6）。

然しながら、右の説明によれば、商法四〇四條改正の目的には二つあることが明かである。即ち一は株式會社に於て株主七人以上あることを會社成立の要件とするに止めて、之を會社存續の要件たらざるものとするのであり、他の一は株主一人となるも株式會社は解散せざるものとする事である。此の二つの事がらは、ややもすると同一視され勝ちであるが、決して同一事項ではない。且つ前者と後者とは之を認めるについての理由に於ても全く別個のものである。

註 1 株主一人となる原因は株式の譲渡、相續等に因つて、一人で或る會社の總株式を取得すると云ふのが最も普通であるが、株式の消却(殊に商二一六條に依る消却)又は併合等によつても株主一人となることを考へ得る。

尚ほ、或る一人の株主を除き、其の他の總株式を會社に於て取得した場合(商二一〇條参照)にも、實際上一人會社と同様の結果を生ずる。次に株主が無となる場合は餘り多くを豫想し得ない。蓋し株主は合名會社々員等と異り死亡、破産其他によつて退社することがないからである。然し例へば、會社が總株式を消却したり、又は總ての自己株式を取得したりすることが許されるときれば、株主の一人も居らぬ株式會社と云ふのが出現する。

2 個人企業の有責任化が一人會社を認めることの主たる效用の一つであるとすれば、寧ろ有限會社にこそ一人會社を認むべきであつて、外國の例を見ても、株式會社のみ一人會社を認め、有限會社には之を認めないと云ふのは、ブルガリヤ等少數の例があるに過ぎなう。Katzaroff, a. a. O.

3 松波、日本商法四一七頁、松本、日本會社法論四一一頁、烏賀陽、會社法二七〇頁註二一。

4 松本、商法改正要綱解説、私法論文集續編一六四頁。

5 寺澤、改正商法審議要綱三三三頁、奥野外六氏、株式會社法釋義四二五頁、田中(耕)、改正商法及有限會社法概説二五〇頁、同、改正會社法概論七六七頁、大隅、會社法論四五〇頁、小町谷、商法講義卷一、四二五頁、田中(誠)、改正會社法提要四三二頁、西本(寛)、改正商法解説三五六頁。

6 前註所掲の外、佐々、新商法要義三〇六頁、同、日本新會社法五〇六頁、大森、會社法、新法學全集五〇〇頁、西島、改正會社法五三〇頁、横田、會社法講義四頁、佐藤、新會社法論一八七頁。

五 無記名式の株券が發行されてゐる場合には、その性質上、株主が現在幾人あるかと云ふことを確知する方法はないから、若し會社が無記名株のみを發行する場合には、會社も株主もその他何人も知らざる間に株主總數が七人未滿に減少してゐたといふ様な事も考へ得る。従つて改正前の如く、株主七人未滿と爲りたることを解散事由とするときは、一人何人も知らざる間に會社が解散して居る奇觀を呈するるのである。然し斯様な現象は會社の株式の全部が無記名式である場合に限つて生ずるのであつて、會社が一部分でも記名株を發行してゐれば、斯様な心配はない譯である(一)。

だから若し立法論として、株式會社にあつては常に一定員數以上の株主の存在が望ましいことであるならば、返つて無記名株の發行の方を此の點から適當に——例へば七人以上の記名株主を残すことを要するといふが如くに——抑制すべきであつて、之を爲さずして反對に株主員數に拘らず株式會社を存続せしめるといふが如きは本末轉倒と言はざるを得ない。況んや會社が無記名株を發行してゐない場合に於ても、會社存続のためには株主員數を問題としないといふ結論は、之れだけのことから直ちに之を導き出すことは出來ない(2)。

のみならず、假に會社の株式が全部無記名式であつたとしても、その株主員數を確知し得ないのは、最後の二人に至るまでであつて、若し最後の一人が會社の總株式を取得すれば、少くともその株主(従つて又、總株主)にとつては、自分以外には其の會社の株主は一人も居らぬといふ事實は明確に知り得るのであるから、何人も知らざる間に株主が一人となつてゐたといふが如きことは在り得ない。勿論改正前の如く、無記名株の發行について何等の抑制手段を用意せずして、而も株主七人未滿に減じたことを解散事由とすることは賛成し難い所であつて、此の點は改正さるべきものであるが、之がため一人會社や無人會社まで存続を認めねばならないと云ふ理由は一つもない。即ち松本博士その他一般學者の掲げる此の理由は、株主員數最低、七人の限度を撤廢するための理由たり得るに止まり、一人會社を存続せしむるための理由とはなり得ないものである。換言すれば、若し之れだけの理由ならば、株式會社も他の會社と歩調を一にして、その解散事由の中に「株主が一人ト爲リタルト」といふ一號を加へて置くのが至當であり、假に此の規定がなかつたとしても、解釋上同一の結果に達し得るのである。

固より無記名株の發行を認めた限り、その流通上の障礙は出來るだけ除去して置くことが望ましい。無記名株はその性質上、株式の分散に役立つものであるが、然しその流通の途上、たまたま少數者の手に集中することも豫期せね

ばならない。そしてその度毎に會社の存立が脅かされる様なことがあつてはならない。斯様な正常の取引によつて生ずる偶然の事由によつて會社を解散せしむることは、企業維持といふ點からも之を避けなければならない(3)。そこで前述の如く、無記名株の發行を制限して置けば、此の危険は豫防出来るのであるが、假に無記名株は無制限に發行せしむる方が良いといふ考へがあるとすれば、それは一人會社の存続を認める方が良いといふことになるであらう。然し此の場合に於ても、その認められる一人會社といふのは、飽まで一時的現象としての一人會社のことであらねばならない。即ち或る瞬間に於て、たまたま株主が一人となつても、早晚再び株式が分散することを豫期される限度に於て、一人會社の存続を認めればよい。之がためには外國の立法例にも見られる如く、或は一定期間を限つて一人會社の存続を認めるとか、或は一定期間を定めて裁判所からその株式の譲渡を命じ、之に應じなければ會社の解散を命ずるとか、或は一定期間以上會社の總株式を所有してゐた者は、その當時會社の負擔してゐた債務につき、直接辨済の義務を負はしめられるとか、色々な方法が考へられて然る可きである。何れにしても、かういふ理由で計畫的永續的な本來の一人會社までも、一樣に無條件に存立を認めてしまふのは無策に過ぎる。

註 1 記名株式の場合にも、株券の裏書により、又は白紙委任狀附にて譲渡される場合には、會社その他何人も知らざる間に、株主が七人未満に減少してゐたと云ふことも起り得る。然し此の場合には、その譲渡は商二〇六條の規定に従つて名書換の手續をしなければ、會社又は會社その他の第三者に對抗することを得ないから、會社解散の基準も、株主名簿の記載によるものとしなければならぬ。故に何人も知らざる間に會社が解散してゐると云ふ様なことは起り得ない。

2 我國の現狀に於ては、株式は始ど全部記名式であつて、無記名株の發行される場合は極めて稀である。殊に會社の總株式が無記名式である例は恐らくは絶無に近いと想像する。故に斯様な場合を念頭に置いて法律の改正が行はれたとするならば、正に概念の悪戯である。

3 田中(耕)、改正會社法概論七六七頁、田中(誠)、改正會社提要四三二頁、

六 商法四〇四條(舊二二一條)改正の理由として、第二に擧げられてゐることは、株式會社の存続上株主の員數に重を置かざるべからざる理由がない、といふことである。然し果して全く之を度外視してよいものであらうか。

會社設立の場合に發起人七人以上を必要としてゐるのは(商一六五條)、必ずしも株主員數の最低限と云ふ意味ではなく、發起人間の相互牽制によつて、その恣意を防ぐことと、設立に關する責任者を成る可く多くして利害關係人を保護すると云ふ主旨である(一)。従つて此の七人と云ふ員數は設立のための條件として考へられてゐるのであつて、會社存立のためにも亦、此の七人なる員數を最低限とすべきか否かは別に之を考察せねばならない。

然し株式會社の構造全體を通覽するならば、多數株主の存在を眼中に置いてその規定が設けられてゐることは明かな事實であつて、殊に株主總會その他の機關の組み立ては、株主が一人か二人しか居らぬ場合には、殆ど道化芝居の膳立てと化するであらう(二)。此の點から云へば、多數株主によつて組織された社團であつて初めて株式會社の形態を採るに適應するものであると言へるのであつて、少數者の團體のために此の會社形態を採ることは極めて不適當であり、強ひて之を株式會社に組織して見た所で、その煩瑣な規定のために、不便極まりない結果を來すのみである。立法者は既に斯様な少數者の團體のためには有限會社の制度を用意したのであるから、此の際、少數者の團體に對しては株式會社の門戸を閉して、成る可く之を株式會社形態からは遠ざける様に工夫誘導することが、一方に於ては親切であるし、又他方に於ては法の威信を保つ所以でもある。

無論會社設立の條件と存立の條件とは同一であることを要しないから(三)、株式會社存立條件としての株主員數最低限を、設立の條件と同じく七人とするか、或は之を更に切下げて五人或は三人とするかは立法者に於て適宜定め得ることである。要は株式會社制度の主旨と規定の内容から見て、多數株主と云ふ、その「多數」なるものの最下限を

明規して之を維持する方策を施すべきである。故に此の點に於ては寧ろ改正前の規定が——七人といふ數及び之を當然の解散事由とする事の適否は別として——その趣旨に於て妥當の根據を持つものと云はねばならない。改正法が此の規定を削除し、而も之に代るべき多數株主維持の規定を他に設けなかつたことは、此の點からは合理性を發見することが出来ない。

假に所説の如く、株式會社の存続上株主の員數は全く無視さるべきものであるとするならば、一人會社はおるか、株主全員の缺亡した無人會社の存立も亦許されなければならない理である。此の點については遺憾乍らまだ多くを學說に聽くことを得ないのであるが、若し一人會社は認めるが、無人會社は認めないと云ふならば、株主員數に重を置かないと云ふことにも、自ら限界のあることを知らねばならない。その限界が一人であるか二人であるか、又は三人、五人、乃至七人であるか、此の判斷のためには他に根據を求めなければならないのである(4)。

註 1 西本(辰)、株式會社發起人論一六頁、松波、會社法六六七頁、青木、會社法論二〇九頁。

2 Föine, a. a. O. S. 427.

3 富井、民法原論第一卷三〇〇頁、三瀨、民法總則提要二卷二一八頁、穗積、民法總則上二六八頁、同、民法總則、新法學全集一七七頁、長島、民法總論二五五頁。

4 現行法上、一人會社は存立し得るが、無人會社は解散すべきことを明示されるのに、田中(誠)、會社法提要四三一頁がある。若し無人會社を認めるとすれば、株式會社は資本減少の手續によつて、その資本の總額を減少し得るか。又定款の規定に基づき株主に配當すべき利益を以て、株式の總數を消却することが出来るか(商二二二條)。右可能であるとして、斯る會社はなほ解散せずにも、株主總會を開くことを得ず、從つて取締役、監査役の任期満了しても後任者を選任することを得ず、定款の變更も、會社解散の決議も出来ないことになる。會社が自己株式の總數を取得した場合にも、ほゞ同様の状態を生ずる。

七 會社の存続上株主の員數に重を置く必要がないと云ふことは、株式會社に關してのみ妥當する事柄であると云ふ

ことは出来ない。他の會社及び社團法人一般に關しても同じく妥當する所であらねばならない。蓋し多數株主の存在といふことは特に株式會社に強く要求される所であるのに、その株式會社に於てすら一人會社を認めると云ふならば、他の會社に於ても之を認めないといふ理由はないからである。現に獨逸に於ては、一人會社は株式會社のみに限らず、株式合資會社や有限會社についても之を認められてゐることは既に指摘した通りである。

然るに我商法に於ては、株式會社以外の會社は皆「社員が一人と爲りたること」が法定の解散事由である（商九四條・一四七條・四六九條、有六九條）。殊に有限會社は、機關構成その他總ての點に於て、株式會社に比して極めて簡略に出來てゐるから、一人會社であつても、株式會社の場合の如く道化がかつた膳立てを強要されることがない。それにも拘らず、有限會社は何故に社員一人となつたならば解散しなければならぬのであらうか。

元もと有限會社は比較的少人數の團體を眼中に置いて設けられた會社形態であつて、現にその社員々數の最高限を原則として五十人に制限してゐるのも此のためである（有八條）。株式會社については、株主員數の最高限を制限する規定などはないのであつて、むしろ場合によつては數千人若くは數萬人も株主のゐることを豫想して、總ての制度が出來てゐる。従つて此の制度をそのまま、株主が一人しか居らぬ一人會社に適用するとすれば、非常な無理を生ずる。然るに有限會社の場合には、實際上に於ても、せいぜい二、三人の社員を以て組織されてゐるのが大多數であつて、その規定を一人會社の場合にそのまま、適用しても、さしたる無理は感ぜられないのである。

實際上の問題として、若し有限會社の制度が株式會社の制度よりも簡略であるために、一人會社として都合が良いとするならば、恐らくは實際界は法律の規定を乗り越えて一人有限會社を實現するであらう。その方法は既に株式會社に於て經驗済みの業人形を用ひれば簡單に出來るのである。今日一人會社の途を株式會社には開き、有限會社には

閉したとしても、實際界は斯様なことには拘泥しないで、一人會社の必要あるときには、その重要部分^(?)は藁人形による實質的な一人有限會社の方に走るであらう。此の場合、不便をしのんでも株式會社を選ば様な愚^(?)は敢へてしないのである(4)。

更に重要なことは、債権者保護の點である。有限責任の制度は、最初から債権者の犠牲を内包するものであるから、立法者としては、有限責任を認める反面には必ずその犠牲を極力豫防して取引の安全を圖る用意を爲すべきである。此の點から言つて、有限會社の資本の總額は一萬圓を下ることを得ないことになつてゐるのに(有九條)、株式會社の資本についてはその最低額を規定せず、従つて株式會社は資本金三百五十圓乃至四百十圓を以て之を設立することを得べく、而も一旦設立された後は、更に資本減少して之を五十圓乃至二十圓までに下し得ると云ふならば(一株會社商二〇二條二項)、株式會社に一人會社を認めることは制度として缺陷あるものと謂はざるを得ない。蓋し一方に於て斯様な少額資本金の株式會社を許すならば、他方に於て如何に法律がその資本維持又は充實を嚴格に勵行せしめて見た所で、債権者保護には大して役立たないからである。之に反し有限會社に於ては、資本金額そのものが初めから、極端に少額ではあり得ないのであるから、一人會社を認める弊害は株式會社に於ける程、著しくはないのである(2)。

註 1 法律が一人有限會社の存続を認めない理由として學者の説く所は、主として有限會社に於ては持分譲渡が制限されてゐて、株式會社の場合の如く、何人も知らざる間に社員が一人となつてゐたと謂ふ様なことはないから、と言ふに在るが(田中(耕)、前掲九三九頁、田中(誠)、前掲七二九頁、大隅、前掲五七九頁)、此の點は株式會社に於てもその心配のないこと前述の通りである。又株式會社の場合には一人會社となつても將來株式の分散の可能性が充分あるが、有限會社の場合には將來持分々散の可能性が少いと云ふ理由も擧げられてゐる(田中(耕)、田中(誠)、各前掲)。然し有限會社の持分譲渡につき社員總會の特別決議を得ることを要すると云ふことは(有一九條)、一人會社の場合には何等の制限にも障害にもならないと云ふことを注意せねばならぬ。蓋し一人社員がその持分を他に譲渡すると云ふことは、即ち總社員がその譲渡に同意したこと外ならないからである。高々、同意決議の書面を作る位のことと濟むのである(有四二條)。又反對に株式會社の場合に、定款に株式譲渡の制限又は禁止の定めあるときにも(商二〇四條)一人會社は出現し得るし(例、相續)、そして此の場合には將來株式分散の可能性はないの

に解散せずに行われるのであらうか。又斯様な法律上の形式論を離れて看るときは、就中、永續的な本来の一人會社を問題とする限り、株式會社の場合でも、株式の分散は實際上豫想し得ないのである。

2 立法論としては、單に一人會社の關係からだけではなしに、その他總ての關係から見て、株式會社の資本總額の最低限を適當に(例へば五十萬圓)規定すべきではなからうか(獨逸株式法七條參照)。

八 一體法律が合名會社等につき「社員が一人と爲りたること」を解散事由としてゐる理由如何と謂ふに、それは會社は總て社團でなければならぬのに(商五二條、有一條)、社員一人となつてしまつては、その社團の實體を缺くに至ると云ふのであつて、之に反し民法上の公益法人が社員一人となつても解散せず、社員の缺亡によつて始めて解散するものとしたのは(民六八條)、社團の實體が既に消滅せるにも拘らず、公益事業を成る可く存続せしめたいと云ふ、政策的見地からの特別扱ひであるとされてゐる(一)。

もしもさうであるとすれば、株式會社についても、之と同様のことが言はれ得なければならぬ。即ち株式會社の場合にも、民法六八條の如き特別の規定がない限りは、その實體たる社團の消滅によつて解散せざるを得ないから(2)、株主が一人となれば當然會社は解散するものと見なければならぬ。一般に一人會社の存続を認めるためには、特にその旨の規定を積極的に設ける必要はないものと解せられてゐる様であるが(3)、若し商法九四條等に於て社員が一人と爲りたることを解散事由に掲げるのが、社團法人たる性質上當然の理を示したるに過ぎないものとするならば、特に此の點につき規定がなくても、同一に解せられなければならないのであつて、法定の解散事由の一つとして列擧されてゐないと云ふことのみを以て、社團の實體を失つた會社が、依然として社團法人として存続し得ると云ふ風には結論し得ない様に思はれる。

尤も商法九四條、四〇四條、有限會社法六九條等の規定は、それぞれ會社の解散事由を網羅的に列擧したものであ

つて、その列擧以外の事由によつて、會社が解散する場合を認めないと云ふ解釋も構想の餘地があるが、然し必ずしも斯様に解釋せねばならないとは思ふ。現に例へば、會社がその本店を外國に移轉したときの如きは、之を解散事由として考へる餘地があるし、又例へば株式會社の場合にも株主が一人もなくなつて、「株主の缺亡」を來すときは、之を解散事由に數へる學者がある(4)。要するに法律が列擧した解散事由の外に、或る事由が解散事由たり得るか否かは、それぞれの事由について之を判斷すべきであつて、始めから前記法條に列擧した事由以外には解散事由は存在しないと決めてかゝることは出來ないのである。

註 1 田中(耕)、改正會社法概論二四〇頁、松本、日本會社法論五六九頁、青木、會社法論一四三頁、西本、會社法一六二頁、

田中(誠)、改正會社法提要五五九頁、岡野、會社法一三二頁、鳩山、日本民法總論二一二頁、中島、民法釋義三三四頁。

2 此の場合には社團の消滅によつて權利能力の基礎たる實在を失ふのであるから、會社は直ちに權利能力を失つて消滅すると考へられるかも知れないが、やはり利害關係人のために清算を行ふ必要あることは他の事由によつて解散する場合と同様である。故に此の場合にも會社は清算の目的の範圍内に於ては仍存続するものとし、權利能力は直ちに喪失しないものとせねばならない。

3 松本、私法論文集續編一六四頁。

4 田中(誠)、會社法提要四三一頁。

九 尤も社員が一人となれば社團は當然消滅すると云ふことについては、多少異見を挟む餘地がある。

抑も社團たるがためには、複數人の存在を必要とするを謂はれてゐるけれども、それは組合の如く契約關係によつて結合してゐる單なる人の集合ではなく、團體として一定の組織を有し、その機關を通じて、その構成員の個人的意思とは別個の、統一的な團體意思を有ち、社會的に活動し得る一つの單位として、組織的全一體を爲すものでなければならぬ。社團は斯る一個の獨立體であるが故に、これを構成する個人に増減變更があつても、依然としてその同一性を保持しながら存続し得るのである(1)。故に社團としては、その構成員の數や同一性に重きを置く必要はないのであつて、要はその構成員を離れた獨立の社會的活動の源泉たる組織體があるか否かが社團の存否を定める鍵である。

即ち社團を設立する場合の社員々數の理論的最少限は二人であるが、現實に個々の社團について見れば、もつと多數の者が社員となつて社團が創立されるのが通例であらう。それと共に一旦設立された社團に於て、後日社員を増減があつても、理論的には社團の存立を害しないで居られる譯であるが、現實に個々の社團について見れば、或はその社員の中一人が脱退しただけでも、社團の結合を維持することが困難となり、崩壊せざるを得ない様なものも在り得ると共に(2)、又中には社員が著しく減少しても依然として團體の存続に支障なく、極端な場合には、社員が一人となり又は無となつても、尙ほ相當期間は事實上餘命を保つて、従來通り引續き團體の活動を繼續し得るものも在り得る。無論、社員が一人しか居らず、若しくは一人も居らない様な場合には、嚴格な意味に於て團體的意思と謂ふものは存在し得ないかも知れないが(3)、仍ほ從來の機關を通じて事實上活動を繼續し得る場合があるのであつて、殊に近い將來に於て社員獲得の見込のある場合には、一時偶然の事由によつて社員が一人又は無となつたとしても、之によつて直ちに當然その社團が消滅するものとは云へない場合もあるのではあるまいか。社員が一人又は無のまま、長年月を存立し續けることは出來ないが、現に程なく社員が補充された場合には、従前の社團が終局的に消滅して、又新たな別個の社團が創立されたと見るよりは、從來からの社團がそのまま繼續して居ると見るのが實際の事實に即した見方であらう。

民法上の社團法人が社員一人となつても解散しないと云ふのも實は斯様な場合を豫想してゐるのであつて、必ずしも社團なき社團法人を認めたものではない(4)。合名會社や有限會社は社員一人となれば解散するが、新に社員を加せしめて會社を繼續することが出來るとしたもの(商九五條二項、有七〇條二項)、同一社團の繼續なるが故に、權利能力も中斷されずに繼續することを認めたものと解さねばならない。そして民法上の社團法人も、合名會社や有限會社も、社員が缺亡して解散した場合には最早、法人や會社の繼續の途を設けてゐないのは、此の場合には新社員獲

得の見込がないからに外ならない。

然らば株式會社は如何と云ふに、この場合にはその設立の際には七人の株主を必要とするが、存続の條件として株主員數の最低限を規定しなかつたのであるから、後日株主が漸減して、一人若くは無となつても、之がため會社は直ちに解散するものではない。然し此の場合に於ても、社團の存在は絶対の要件であつて、法律は社團に非ざる株式會社を認むる主旨を何處にも規定してゐないから、株主が一人若くは無となつたために、社團の存在を認め得なくなつた様な場合には、會社は解散するものと謂はなければならぬ。此の意味に於て會社が總株式を消却したり、一株を残して他の株式全部を消却したり、又は株式全部を併合して一株にすると云ふが如きことは許されないものと見なければならぬ。之に反し、株式の讓渡或は相續等に因つて、偶々總株式が唯一人の株主の手に歸したとしても、本來之を一人で永續的に獨占することを目的とするのではなく、早晚再び讓渡して之を分散せしむる意思がその一人株主にあるときは、社團性は必ずしもまだ失はれたものとは謂へないから、會社は解散しない。會社が自己株式の全部を取得し、又は一人の株主だけを残して他の總株式を取得した場合も同様である(商二二一條)。

右の如く解するならば、株式會社については、少くとも一時的、偶然的なる一人會社の存続は認め得ることとなる。然し斯様な解釋を採つてもなほ、計畫的、永續的なる——完全に社團性を缺除してゐる——本來の一人會社を認めるには至らない。

註 1 石田、社團、法律學辭典一一二四頁。

2 舊民取一四四條、佛民一八六五條、獨商一三一條等は斯様な社團(組合)を眼中に置いて設けられた規定である。富井、民法原論一卷總論二九九頁。

3 佐々、日本會社法五〇七頁。

4 民法學者の中には公益社團法人が社員一人となつても解散しない理由を之と同じ點に求めてゐるものもある様である。仁井田、民法總論二五七頁、穗積、民法論上二六八頁、同、民法總則、新法學全集一七七頁、長島、民法總論二五五頁。